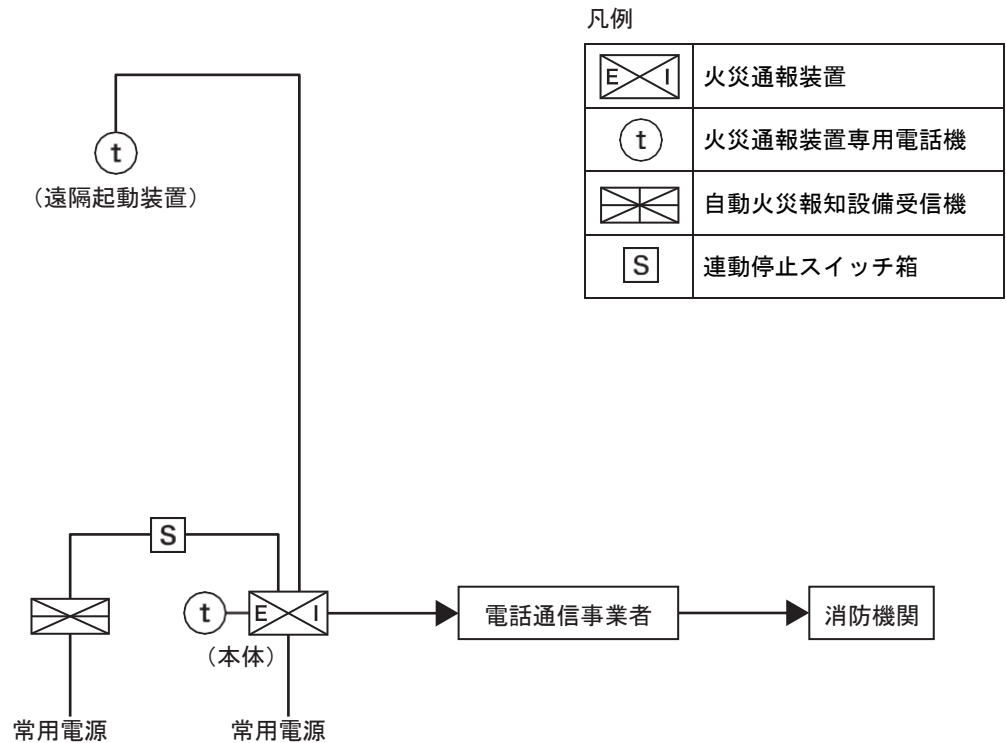


第13 消防機関へ通報する火災報知設備 （火災通報装置）

1 主な構成（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式のもの。第13－1 参照）



第13－1 図

2 用語の定義

この第13において用いる用語の定義は、次による。

ア 「火災通報装置」とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作すること又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。

イ 「特定火災通報装置」とは、スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能（以下この第13において「ハンズフリー通話機能」という。）を有する火災通報装置のうち、令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡未満のものに設けるものをいう。

ウ 「手動起動装置」とは、火災通報専用である一の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。

エ 「蓄積音声情報」とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。

オ 「通報信号音」とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。

カ 「連動起動機能」とは、火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。

3 設置基準

規則第25条第1項第1号に規定する「消防機関が存する建築物内」とは、1階が消防署などの消防機関であり、その上階が令別表第1(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物である場合など、消防機関と令別表第1(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物が同一の建築物内にあるものをいうこと。

4 設置場所等

火災通報装置の設置場所等は、規則第25条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 火災通報装置

ア 規則第25条第2項第1号に規定する「防災センター等」とは、次に掲げる場所が該当するものであること。

(ア) 防災センター

(イ) 中央管理室

(ウ) 守衛室

(エ) 管理人室

(オ) 前(ア)から(エ)までと同等以上に火災表示を容易に確認することのできる場所

イ 火災通報装置は、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。▲

ウ 温度、湿度、衝撃、振動等により火災通報装置の機能に影響を与える場所には設けないこと。

エ 操作上又は点検上支障がない場所に設けること。

オ 地震動等による転倒防止措置を講じること。

カ 湿気又は埃のない場所に設置すること。

(2) 同一敷地内における2以上の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務があるもの）について、主たる棟に火災通報装置の本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下この(3)において「別棟」という。）が、次に掲げる要件に適合する場合に限り、別棟について令第32条の規定を適用することができる。

ア 火災通報装置の本体又は別棟に設置される遠隔起動装置（以下この(3)において「代替遠隔起動装置」という。）の一は、防災センター等に設置されていること。

ただし、無人となることがある別棟に設置される代替遠隔起動装置については、多数の者の目に触れやすく、かつ、火災に際し、速やかに操作することができる箇所又は防災センター等に設置することをもって代えることとすることができる。

イ 主たる棟と別棟の管理権原を有する者が、同一であること。

ウ 通報内容に支障がないこと。

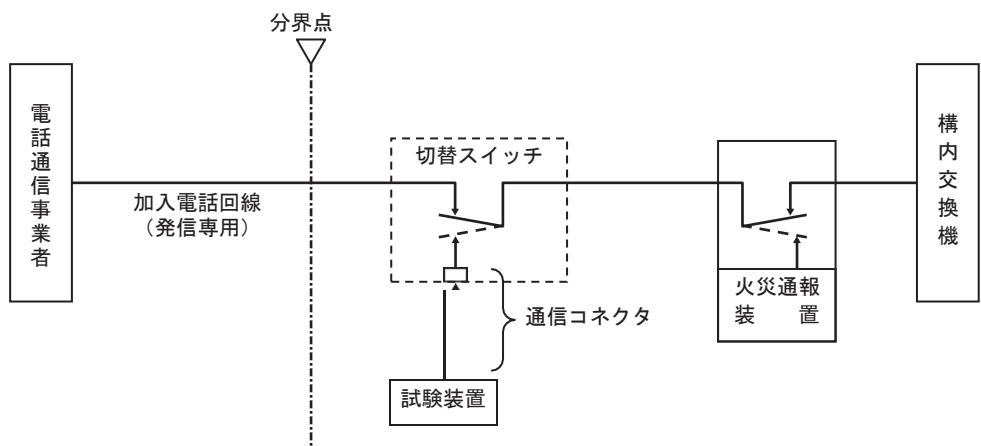
エ 主たる棟と別棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。

5 火災通報装置

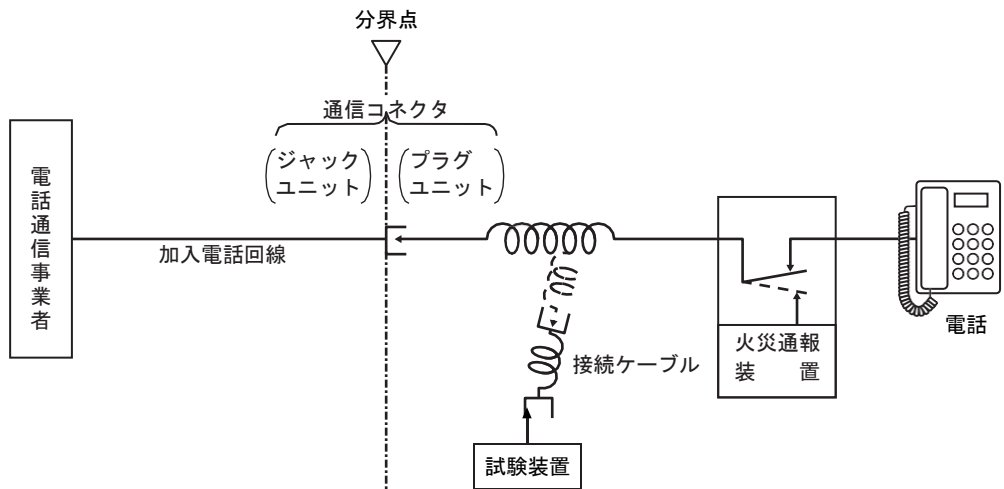
火災通報装置は、規則第25条第3項の規定によるほか、次によること。

- (1) 火災通報装置は、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号。以下「火災通報装置告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとする。●
- (2) 接続する電話回線
- ア 電話回線は、専用回線を使用することが望ましいこと。▲
- イ 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話通信事業者の間となる部分に接続することとし、構内交換機等の内線には接続しないこと。（第13－2図参照）

（火災通報装置を設置する場合の例）
（その1）分界点を通信コネクタ以外の方式とする場合



（その2）分界点を通信コネクタとする場合



- (注) 1 [---] 部分にあっては、火災通報装置に内蔵されているものもある。
2 通信コネクタ内の ↑ は、プラグユニットを、┐ は、ジャックユニットを示す。

第13－2図

- ウ 火災通報装置の電話回線への接続は、電話機、ファクシミリ等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により、当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続すること。
- エ IP電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。）に火災通報装置を接続する場合の取扱いは、8によること。

- (3) 常用電源は、規則第25条第3項第4号に規定するほか、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること（特定火災通報装置を除く。）。

なお、ウにおいて準用する「火災通報装置用のものである旨の表示」について、回線終端装置等を用いるもので、常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置に係る回線終端装置等用である旨の赤色の表示を付すこと。

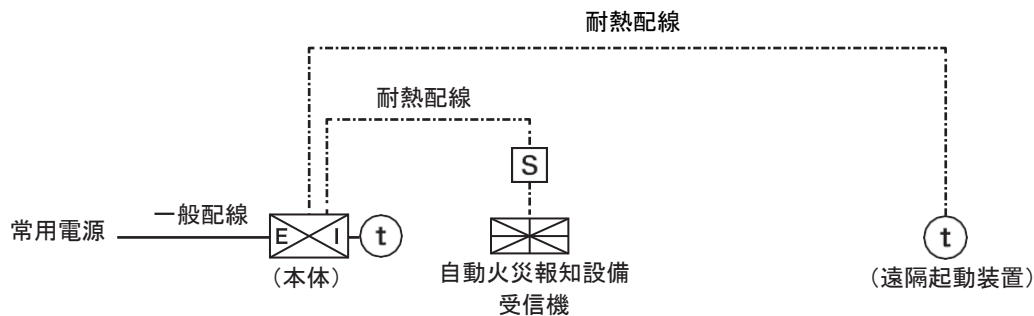
- (4) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によることが望ましい。▲

ア 配線は、第10自動火災報知設備10(2)を除く。)を準用すること。

イ 耐熱配線を必要とする配線は、次によること。（第13-3図参照）

(ア) 火災通報装置（本体）から遠隔起動装置までの配線

(イ) 火災通報装置（本体）から自動火災報知設備の受信機までの配線



第13-3図

- (5) 火災通報装置の起動

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式については、規則第25条第3項第5号の規定によるほか、次によること。

ただし、防災センターにより、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されている場合は、この限りでない。

ア 感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号）と連動起動するものであること。

イ 複合用途防火対象物のうち、規則第25条第3項第5号に掲げる防火対象物（以下この5において「(6)項口等部分」という。）については、(6)項口等部分を含む防火対象物全体の火災信号等からの連動を原則とすること。

なお、(6)項口等部分と他の用途が建基令第112条第13項に規定する防火区画で明確に区分されているものであり、(6)項口等部分の火災信号等からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、令第32条の規定を適用し、当該部分からの連動として差し支えないものであること。

ウ 規則第25条第3項第5号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

6 通報メッセージ

火災通報装置告示第3第5号の規定する蓄積音声情報の蓄積音声情報は、次によること。

なお、連動起動機能により起動する場合は第13－1表、手動起動装置が操作されたことにより起動する場合は第13－2表の例によること。

- ア 通報信号音
- イ 自動火災報知設備が作動した旨又は火災である旨の固定されたメッセージ
- ウ 通報対象物の所在地
- エ 通報対象物の名称
- オ 電話番号（通報対象物の代表電話）
- カ 呼返し信号を案内するメッセージ

第13－1表（連動起動機能により起動する場合）

ピン、ポーン、ピン、ポーン（通報信号音）
自動火災報知設備が作動しました。（自動火災報知設備が作動した旨の固定されたメッセージ）
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（通報対象物所在）
老人福祉施設 〇〇園（通報対象物名）
電話番号は〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇です。（市外局番からの電話番号）
逆信してください。（呼返し信号を案内するメッセージ）

第13－2表（手動起動装置が操作されたことにより起動する場合）

ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ（通報信号音）
火事です。火事です。（火災である旨の固定されたメッセージ）
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（通報対象物所在）
〇〇保育園（通報対象物名）
電話番号は〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇です。（市外局番からの電話番号）
逆信してください。（呼返し信号を案内するメッセージ）

（注） あらかじめ録音されている内容でもよい。

7 自動火災報知設備と火災通報装置の接続

自動火災報知設備と火災通報装置との接続方法は、第10自動火災報知設備11によること。

8 I P電話回線への接続等の取扱い

I P電話回線に火災通報装置を接続する場合の取扱い及び装置の設置、機能、維持管理等については、次によること。

(1) 用語の定義

この8において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「アナログ端末機器」とは、端末機器のうち、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。
- イ 「回線終端装置等」とは、回線終端装置その他のI P電話回線を使用するために必要な装置をいう。
- ウ 「アナログ端末機器用端子」とは、アナログ端末機器を接続するための端子をいう。

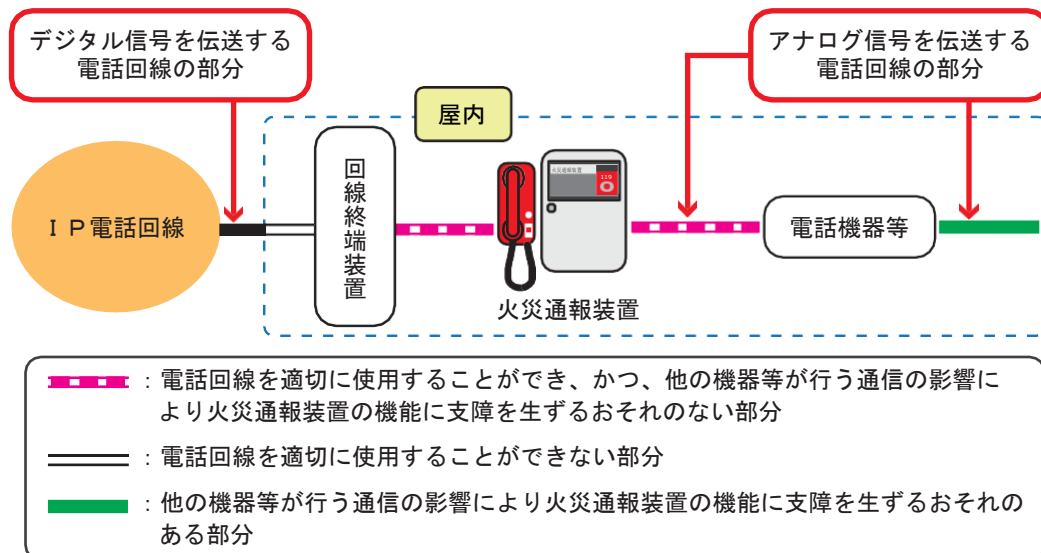
(2) I P電話回線への火災通報装置の接続方法

- ア 「050」から始まる番号を有するI P電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外のI P電話回線で消防機関からの呼返し信号を確実に受信できるものとする。
- イ 予備電源（市販されている無停電電源装置（以下「UPS」という。）をいう。）が設けられた回線終端装置等を介すること。なお、予備電源については、60分待機状態を保持した後、10分間以上通報動作を行える容量とすること。
- ウ 回線終端装置等を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができる位置に接続すること。

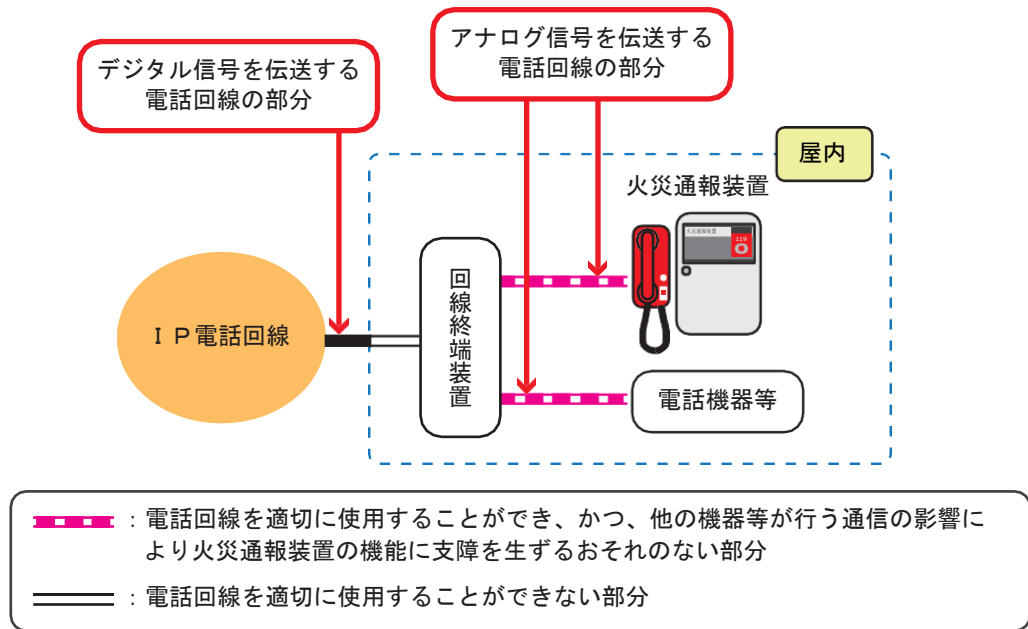
(3) 火災通報装置の接続箇所

火災通報装置は、回線終端装置等からアナログ端末機器を接続する場合、アナログ信号を伝送する電話回線の部分に、当該アナログ端末機器の影響を受けないように接続すること。（第13－5図）

なお、回線終端装置等に複数のアナログ端末機器用端子（無線を用いること等により端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同等の機能を有する場合を含む。）が設けられている場合は、火災通報装置が接続されている端子以外の端子にアナログ端末機器を接続することができる。（第13－6図参照）



第13－5図

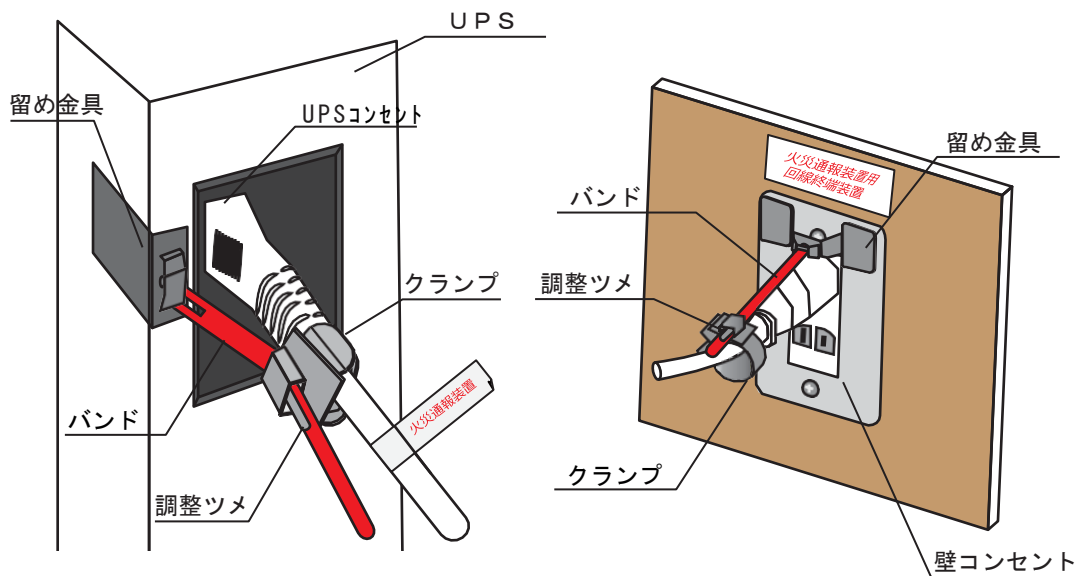


第13－6図

(4) 配線の接続及び表示方法

常用電源が供給される配線（回線終端装置等は、UPSに係る配線を含む。）の接続部は、第13－7図の例により、振動又は衝撃により容易に緩まない措置が講じられていること。また、当該配線には、火災通報装置又は回線終端装置等用である旨を記載したビニールテープ等を接続部等に貼り付け表示すること。

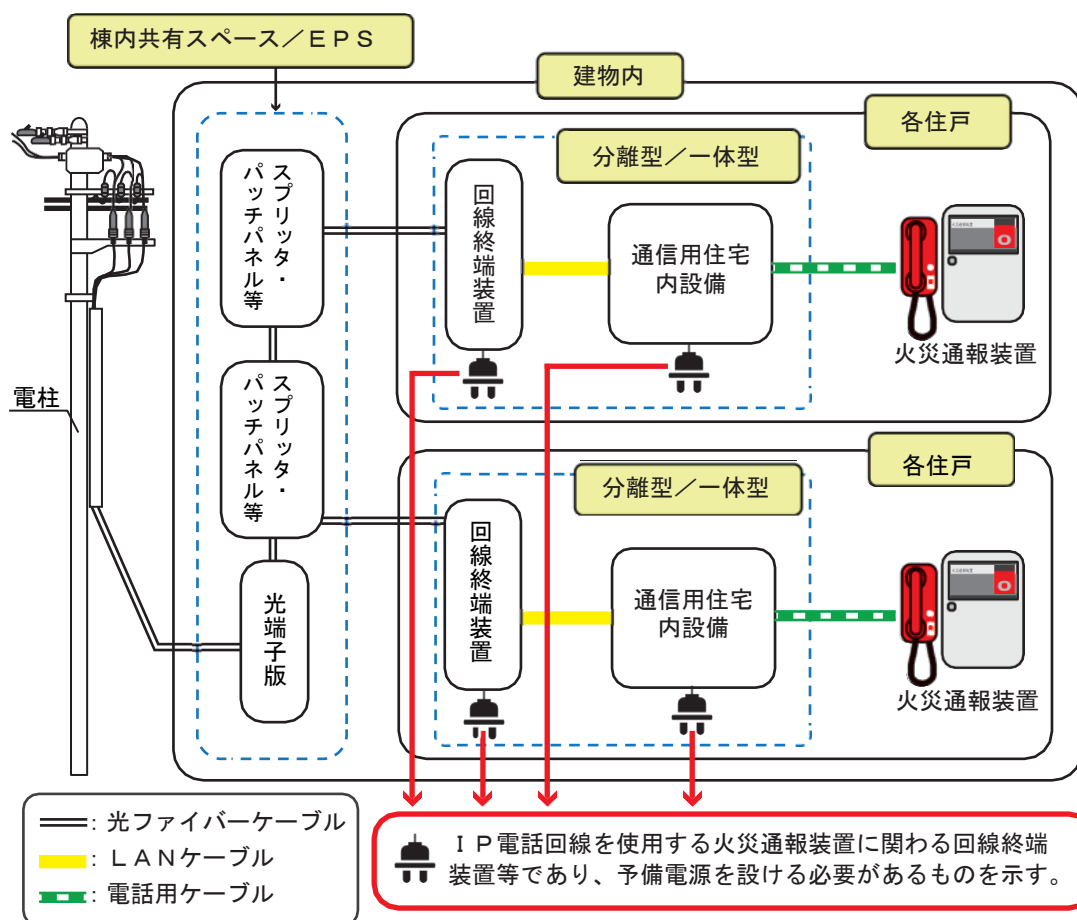
【配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置の例】



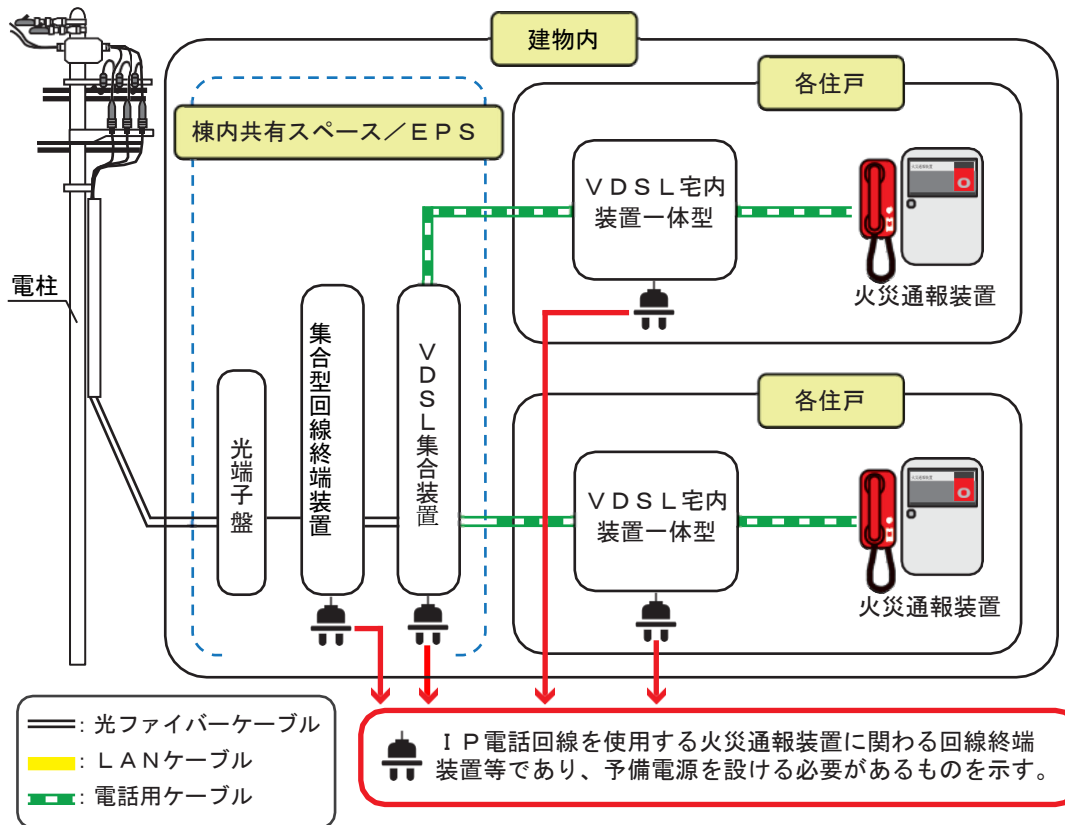
第13－7図

共同住宅等において、配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられる場合は、共用部分の回線終端装置等にもUPSの設置が必要であること。（第13－8図参照）

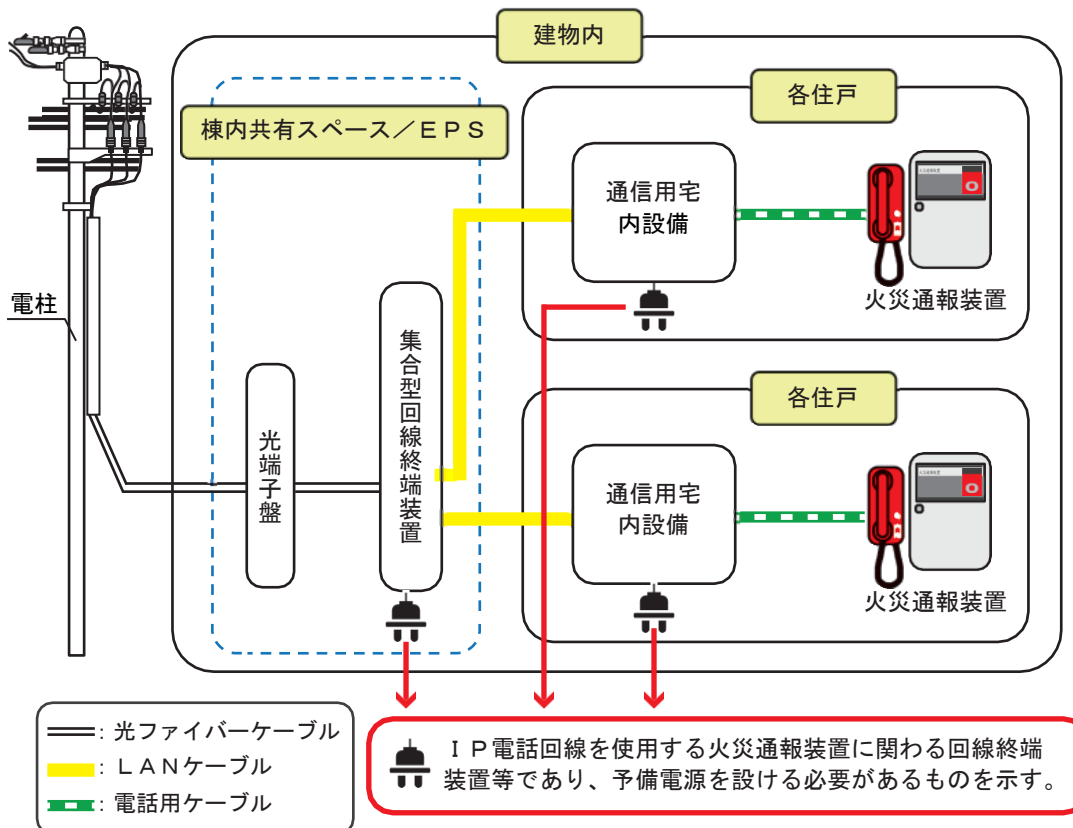
【光配線方式】



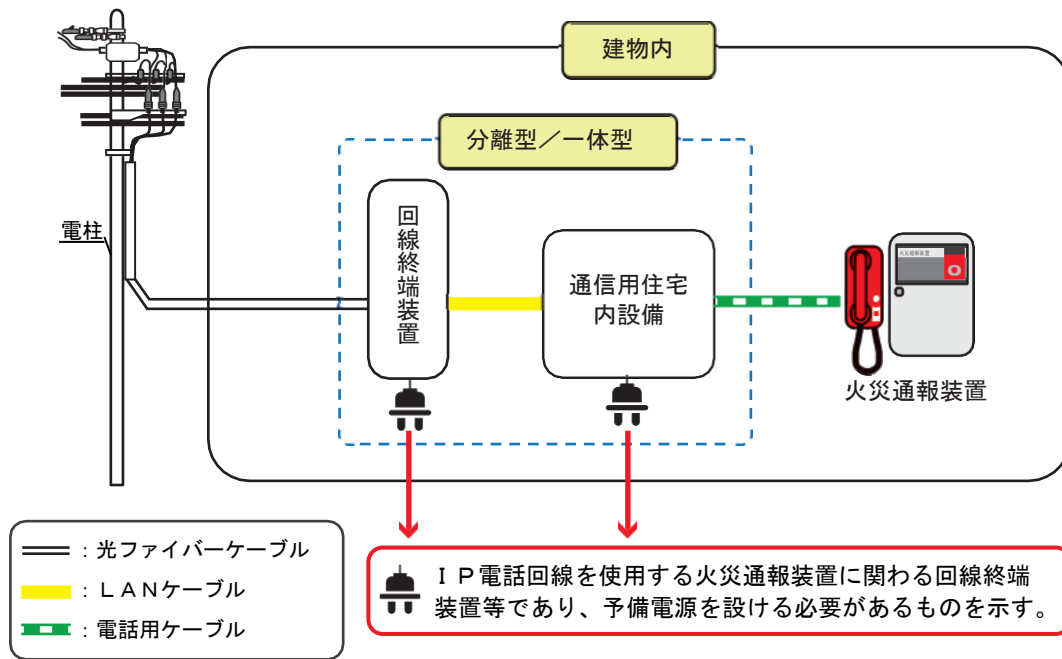
【VDSL方式】



【LAN配線方式】



【戸建て等の場合（参考）】



第13－8図

9 特定火災通報装置

特定火災通報装置は、次のとおり設置及び維持されていること。

- (1) 特定火災通報装置は、火災通報装置告示に適合するもの又は認定品のものとする。●
- (2) 特定火災通報装置の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合（コンセント抜け防止金具が付属している場合は、当該金具を使用することができる。）は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せずに取り取る必要はないこと。（規則第25条第3項第4号イ関係）
- (3) 特定火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用である旨の表示を付すこと。（規則第25条第3項第4号ロ関係）
- (4) 蓄積音声情報の送出について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はないこと。（火災通報装置告示第3第4号関係）
- (5) ハンズフリー通話機能を有していること。（火災通報装置告示第3第8号関係）
- (6) 特定火災通報装置の通話機能等は、次のとおりとする。 （火災通報装置告示第3第8号の2関係）
 - ア 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り替わること。
 - イ 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
 - ウ 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。
- (7) 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。（火災通報装置告示第3第18号(1)チ関係）